

①

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表十二(六) 平十三・四・一以後終了事業年度分

保 險 等 の 種 類	1					合 計	
異 常 危 険 準 備 金 繰 越 額 の 計 算	異 期 首 現 在 額	2	円	円	円	円	円
異 常 危 険 準 備 金 繰 越 額 の 計 算	異 常 災 害 損 失 等 の 補 て ん 額	3					
	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 準 備 金 取 崩 額	4					
	計 (3)+(4)	5					
	差 引 異 常 危 険 準 備 金 (2)-(5)	6					
	同 上 の うち 前 期 末 ま で に 益 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額	7					
異 常 危 険 準 備 金 繰 越 額 の 計 算	当 期 中 に お い て 益 金 の 額 に 算 入 す べ き 金 額	8					
	異 常 危 険 準 備 金 繰 越 額 (6)-(7)-(8)	9					
	当 期 積 立 額	10					
積 立 限 度 額	正 味 収 入 保 険 料 等	11					
	積 立 率	12	()	()	()	()	()
	積 立 限 度 額 (11)×(12)	13	円	円	円	円	円
	差 引 積 立 限 度 超 過 額 (10)-(13)	14					円
差 引 期 末 異 常 危 険 準 備 金 (9)+(10)-(14)	15						
同 上 の 内 訳	: : 期 以 前 分	16					
	: : 期 分	17					
	: : 期 分	18					
	: : 期 分	19					
	: : 期 分	20					
	: : 期 分	21					
	: : 期 分	22					
	: : 期 分	23					
	: : 期 分	24					
	: : 期 分	25					
当 期 分	26					円	
積 立 後 10 年 を 経 過 し た 準 備 金 の 益 金 算 入 額	(11)× $\frac{100}{100}$ 相 当 額	27					
	(15)-(27) の 金 額	28					
	(16)と(28)の うち 少 ない 金 額	29					
経 過 措 置 の 適 用 が あ る 場 合 の 計 算	改 正 事 業 年 度 の 直 前 の 事 業 年 度 の (15)-(29) の 金 額	30					
	(11)× $\frac{35}{100}$ 相 当 額	31					
	(30)と(31)の うち 少 ない 金 額	32					
	(15)-(32) の 金 額	33					
	(16)と(33)の うち 少 ない 金 額	34					
限 度 超 過 額 合 計 (14)+(29)又 は(34)	35						

別表十二(十八)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で保険業法第3条第1項(免許)に規定する免許を受けて損害保険業を行うもの等が、措置法第57条の5(「保険会社等の異常危険準備金」)又は第57条の6(「原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金」)の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期積立限度額」の「積立率12」には、保険又は共済の種類に応じ、措置法令第33条の5第5項から第7項まで、第16項若しくは第17項(「保険会社等の異常危険準備金」)及び第33条の6第2項(「原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金」)に定める割合を記載します。

なお、この欄のかつこ内には、「正味収入保険料等11」の金額のうちに「異常危険準備金繰越額9」の金額の占める割合を記載します。

3 「積立後10年を経過した準備金の益金算入額」の各欄は、次により記載します。

(1) 「(11)× $\frac{\text{相当額27}}{100}$ 」には、次に掲げる保険又は共済の区分に応じた次の割合を記載します。

イ 船舶保険及び航空保険又は森林災害共済 … $\frac{50}{100}$

ロ 消費生活協同組合(同連合会を含みます。)、共済水産業協同組合連合会及び環境衛生同業

組合(同連合会を含みます。)の行う共済(自然災害共済を除きます。)	40
	100
ハ 火災共済協同組合の行う共済	60
	100
ニ 風水害等共済又は生命共済付建物共済及び協同組合連合会の行う共済	75
	100
ホ 農家火災共済	35
	100
ヘ 長期育林共済	55
	100
ト 原子力保険	600
	100
チ 上記イからトまで以外の保険又は共済	34
	100

(2) 自動車保険等及び自動車共済等については、「(11)× $\frac{\text{相当額27}}{100}$ 」及び「(15)-(27)」の金額28」の各

欄には記載しないで、「(16)と(28)のうち少ない金額29」に「16」の金額を記載します。

(3) 「経過措置の適用がある場合の計算」の各欄は、平成8年改正措置法令附則第10条第7項(「異常危険準備金に関する経過措置」)の規定の適用を受ける場合に記載します。